

第17回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年11月28日（金）午後3時30分～午後4時45分

2 開催場所 北有馬ピロティー文化センター日野江 2階 視聴覚室

3 出席委員

(農業委員)

1番	相良栄一郎	2番	馬場正国	3番	中川繁憲	5番	寺田俊秀
6番	宮崎陽一	7番	神崎好史	8番	植木健太郎	9番	石橋浩昭
10番	山崎伸吾	11番	寺田健蔵	12番	山下勝也	13番	濱本康弘
14番	浅田修弘	15番	内田一郎	16番	伊崎美代子	17番	水田 勇
18番	金子初夫						
	会長 太田香代子						

(農地利用最適化推進委員)

19番	増田孝徳	20番	入江泰子	23番	松尾和昭	24番	山口俊一
25番	田中芳邦	26番	吉岡長久	27番	林田浩也	30番	原田久也
32番	三宅東英	33番	飛永敏博	34番	本多 力	35番	中山秀樹
36番	田中八郎	37番	田中昭博	38番	荒木健一	39番	山本敏晴
40番	宮崎 努	42番	柴内成世	43番	金井圭司	45番	兼俵朝樹
46番	本多信之介	47番	木下勝徳	48番	太田保則		

4 欠席委員

(農業委員)

4番 楠田耕三

(農地利用最適化推進委員)

21番	中野裕二	28番	本多正敬	29番	岡田裕弥	31番	本多晋介
41番	本田勝彦						

5 議事録署名委員 14番 浅田修弘 17番 水田 勇

6 事務局出席者 小渕 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎

[日 程]

議案第69号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第70号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第71号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について
議案第72号	県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）堤の平地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・使用貸借を解約した旨の通知について
 - ・農地改良等届出について
 - ・非農地証明書交付願について

事務局（○○） それでは、皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第17回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、4番楠田委員、21番中野委員、28番本多委員、29番岡田委員、31番本多委員、41番本田委員のほうから欠席の届出がございます。また、13番濱本委員、45番兼俵委員のほうからは少し遅れるということで、連絡がございます。農業委員1名、推進委員5名から欠席の届出がございます。出席農業委員数は17名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 改めまして、皆様、こんにちは。

本日は、第17回の南島原市農業委員会総会ということでご案内を申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、全国農業委員会会長代表者集会に参加し、県選出国会議員へ、令和8年度農業関係予算の確保及び新たな基本計画の実現と農業構造の転換の推進に向けた要請活動を行ってまいりました。内容は、1、農業構造転換を集中的に推進するための施策の具体化、2、地域計画の実行（実現とプラスチックアップ）と農地政策の強化、3、経営・人材政策の強化、4、農村政策等の強化の4項目と22の細目を要請いたしました。このような要請活動を通じて、地方の農業振興が図られるよう、これからも皆さんと情報を共有しながら農業委員会活動を進めていきたいと思います。

本日は、8月に市長に提出いたしました南島原市農地等の最適化の推進に関する意見書に対して、回答書の概要を市農林課長より受けることとしておりますので、最後までよろしくお願いいたします。

事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に14番浅田委員、17番水田委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（○○） 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

今回、売買4件、9,127平米、賃貸借権の設定1件、941平米です。

（議案第69号 番号1～5を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の同じ条第2項第1号の農地取得後初めての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周

辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですけれども、全て許可基準を満たしているものと思われます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということとなっております。

1番、2番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、3番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、4番の案件は北有馬の案件ですが、北有馬の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 最後に、5番の案件は口之津の案件ですが、口之津の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局(○○) 私のほうから、**議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について**説明いたします。

まずは、番号1につきましては、資料の差し替えということで、別紙で穴の空いている1枚紙が配ってあると思います。そちらのほうをご覧ください。よろしいでしょうか。

番号1、深江町の○○さんから諫早市の○○さんへ、深江町○○番○、地目、畠、面積が399平米です。転用の目的は住宅用地です。申請地を母より借り受けて住宅を新築したいということございます。権利の内容につきましては、使用貸借権の設定によって、許可あり次第20年となっております。隣接宅地○○番の一部、宅地663.54平米のうちの86.74平米を共用による一体利用ということでございます。

本案件の農地区分につきましては、おおむね300m以内に市役所(○○庁舎)がありますので、第3種農地と思われます。

宅地用地399平米、隣接の宅地の一部86.74平米を進入路及び排水路として共用(一体利用)ということになります。進入路につきましては共用で、進入路及び排水管の埋設に利用することにつきましては、所有者の承諾を得ております。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積139.94平米です。現状のまま整地を行い、既存の石積みとコンクリート擁壁を活用し、農地との境につきましては石を設置いたしまして、土留め工事を行います。申請地内は砂利舗装及び転圧をいたします。よって、土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては、新設される雨水路を経由し、道路側溝へ放流予定となっております。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽及び排水管を経由して、同じく道路側溝へ放流予定となっております。なお、放流先につきましては、市管理課と協議済みとなっております。資金につきましては、自己資金により行われます。

なお、今、写真のほう写っていますけれども、ちょっと建物とありますけれども、その緑の屋

根のところの間ですけれども、ここが進入路になります。今、その間に木がありますけれども、こちらはなくしてしまって進入路にしますということでございます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願ひいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

令和7年11月26日午前11時20分ぐらいに、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局2名で見てまいりました。場所は、〇〇庁舎より〇〇方向へ200mぐらい戻って、それから100mぐらい上に、山側に移動して奥に入ったところです。

先ほど事務局から言われましたように、雨水とかは道路側溝へ水路を通して放流します。あと、土地が砂利の転圧、そういうことで極端に流れるということはないと思われます。また、隣がちょっと畠になっておりますので、その分が道路のほうに流れていかないようにちょっと注意をしてくださいということを言ってまいりました。あと、汚水、生活排水等も合併浄化槽ということで、特に問題はないと思います。あと日照においては、左側の家は、家よりも低いということでし、あと上の〇〇病院ですけれども、それも高いということで、日照関係は問題はないと思ってまいりました。その他、ほかに何も問題はないと思い、許可相当ということで見てまいりましたので、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。

〇〇委員の説明のとおり問題ないかと思われますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がございませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2と番号3は関連する案件ですので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、番号2、番号3につきまして説明いたします。

4ページをお願いいたします。

番号2、深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇番〇、地目、畠、現況、宅地です。面積が109平米にあります。転用の目的は農業用施設用地です。農地を取得しようとしたところ、申請地にある農業用施設が許可を受けずに建設されていたことが発覚したため、今回、追認許可申請をするものになります。また、父より借り受けて、今後も農業用施設用地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、使用貸借権の設定、時期は許可あり次第、期間は20年となっております。

備考欄にありますけれども、議案の番号3にもなリますが、隣の〇〇番〇の土地と一体利用になります。令和7年10月23日付で、県より簡易手続相当ということで回答をいただいております。

引き続き、5ページのほうをお願いいたします。

番号3、雲仙市の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇番〇、地目が畠で、現況、宅地になります。面積は194平米です。転用の目的は、同じく農業用施設用地となっております。その他につきましては、目的の部分につきましては同じということになります。権利の内容につ

きましては贈与になります。時期につきましては許可あり次第、期間は永久年となります。

備考欄にもありますとおり、先ほどの番号2の土地、○○番○と一体利用となります。こちらも、令和7年10月23日付で簡易手続相当ということで回答をいただいております。

本案件につきましては、転用者が農地を取得しようとした際に、該当農地に農業用施設があり、農地法の転用許可を得ないまま建設されていたことが判明しております。農業経営の効率化を図るため、平成7年に農業用倉庫を建設し、平成15年にコンクリート舗装をしました。また、令和元年に選果場を建設したということでございます。これらの施設が全て違反転用となっております。よって、違反転用案件として、去る令和7年10月21日付で県へ違反転用連絡票を提出し、10月23日付で追認許可相当と判断をいたしました。

本案件につきましては、農地区分は市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。

現状のままコンクリート舗装しておりますので、土砂の流出はありません。また、農業用倉庫、軽量鉄骨平屋建て、建築面積が118.48平米、選果場がハウス造になっておりますが、建築面積は56.56平米となっております。雨水につきましては、北側から東側のほうに流れる道路側溝のほうへ放流予定となっております。なお、汚水、雑排水については発生いたしません。なお、資金につきましては、今回、既に工事が完了しておりますので発生いたしません。なお、番号2につきましては、これは譲受人から考えますと父から借り受ける。番号3につきましては、父の弟の方から譲り受けるという形になっておりますので、別申請ということになっております。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願ひいたします。

○○番○○委員 ○○番、○○です。

令和7年11月26日午前10時50分ぐらいより見てまいりました。同行者は、○○委員、○○推進委員、事務局2名で行ってまいりました。場所は、国道251号線、○○川より手前300mぐらいの○○小の分校を海側へ200mぐらい下に下りまして、そこから左に50mぐらい行ったところの場所です。

先ほども事務局から違反転用ということで言われましたけれども、本人さんというか、お父さんのほうは、そのお父さんから譲り受けた時点でもう畠じやなくなっているというか、建物の基礎がされていて、自分では畠とは思わなかったということで、仕事上、必要な作業場が要るということで建てられて、また地目変更というか、申請をするときに分かったような状態で、本人さんとか全然分からなかったということでした。追認許可証を申請されていたわけですし、また、てんまつ書も書いていらっしゃるということでした。それで、建物ですので、雨水等はあるんですが、敷地の周りに水路があります。そこに流れるようになっていますし、裏のほうも、そういう水路ではないですが、何か側溝みたいなものがありますし、そこからその水路に流れ込むようになっておりまして、問題はないと思ってまいりました。あと、周りは結構、隣とかも家ですので、畠等はない状況です。

一緒の敷地なので、もう同じような報告でよろしいかなと思いますけれども、特に問題はないと思ってまいりましたので、許可相当だと思いますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された○○推進委員からご意見等ございませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。

○○委員のとおり問題ないかと思います。ご審議をお願いします。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

○○番○○委員。

○○番○○委員 ○○番○○です。

この叔父さんの土地に倉庫を建てるときに、調べなかつたんですかね。自分の親、どうやつたら知らんて建てたということもありますけれども、叔父さんの土地に勝手に建てたということになつてゐるんじゃないですかね。

事務局(○○) 叔父さんの土地につきましては、実際ここが、申請者からするとおじいさんのときに、

既に建物を建てておらしたということで、その後に相続で分けてあって、その相続のときに、言えば叔父さんですね。叔父さんが将来、家ば建てるかもしけんということで、空き地のつもりでこうしてあつたそなですけれども、実際、今はもう雲仙市のほうに住まれてゐる。その間、まだ名義がおじいさんから変わるときには、もう既に建物が建つてゐるというふうに聞いておりますので、実際こら辺のところについては、もう申請者のお父さんのはう、この場合、2番の譲渡人の方ですけれども、こちらの方も、もうここは弟の土地になつとつたばつてんか、はつきりと言えばもうその前に自分の親がもう建てとつたもんやけん、そがんなつてゐるとは思つてらんやつたということで、ちょっとこちらもその前の代の方がされていたということで、事情はよくそこら辺まで分かっていないところでした。

以上です。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

○○さん、よろしいですか。

○○番○○委員 はい、分かりました。

議 長 ご意見がありませんので、番号2と番号3について許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認めます。よつて、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4について事務局の説明を求めます。

事務局(○○) それでは、6ページをお願いいたします。番号4になります。

番号4、深江町の○○さんから雲仙市の○○さんへ、深江町○○番○○、地目が畠で、面積が913平米になります。転用の目的は、建築資材置場用地です。建設業を営んでおりますけれども、建設資材置場を持っていなかつたということでございます。申請地を譲り受け、建築資材置場としたいということです。また、近々、住居及び事務所を道向かいの実家に移転する予定ということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。

現状のまま整地し、周囲を水止め工を施して、土砂の流出を防ぎます。建設資材置場用地913平米となります。資料にもありますとおり、電柱、トンパック、セレクトなど石の置場として確保いたします。また、事業用車両につきましては、3台分を確保いたします。雨水につきましては、敷地の西側が、こちら県道になりますけれども、県道側のはうに少し流れるように傾斜をさせて整地を行います。基本は自然流下になります。ただし、大雨等が降つたときには、基本、その県道にあります道路側溝へ放流をするということになっております。なお、こちらにつきま

しては、振興局のほうに確認をしているということでございます。あと、汚水、雑排水は発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願ひいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

令和7年11月26日午前10時25分ぐらいに見てまいりました。〇〇委員、〇〇推進委員、事務局2名で見てまいりました。場所は、深江、国道〇〇号線沿いの〇〇運動場から〇〇方向へ300mぐらい行って、〇〇という寺から海側へ雲仙深江道路を100mぐらい下りまして、その道路沿いにあります。

土地は転圧等で固めて、周りを水止めで、下側はブロック等で水止めをして、上側は石積みでするということです。そのまま土ですので、雨水等が流れにくいように転圧をするんですが、要望としては側溝がすぐありますので、側溝に土が流れ込まないように入り口のところとか、コンクリートとかでちょっとしていただければいいなということを話してまいりました。特に資材置場ですので、日照とかそういうことに関しては問題がないと見てまいりました。許可相当と思われますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員の説明のとおり、何ら問題はないかと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

転圧して雨水を流すということですが、舗装しないでそれでいくのに、そのまま溜柵もつけないでそのまま流して水路に大丈夫でしょうか。そのところ、ちょっとよろしくお願ひします。

議長 事務局。

事務局（〇〇） こちらにつきましては、基本、転圧をしますということですけれども、ここを見ていただいたとおり、実際、ちょっと今、左側のほうにありますが、竹が結構たくさんあって、実際ちょっと当初こちらで相談を受けた頃には、奥に家があるんですけども、この家が全く見えない状態でした。ですので、ちょっと見えるように竹等も切っておいてくださいということで、今回、事前に動いてもらって、この面積のほうが見えるようにということでしております。

ちょっと手前のほうもあるんですが、特にこの今、見ていただいている右側になります。ちょっと電柱がありますけれども、こちらのほうが、実はちょっと傾斜のほうが、ちょっと境目のほうが、のり面があまり強くないということで、ちょっとそこの部分を安定勾配で持つていってという、まず、その内側のほうに水止め工を行いますということになります。基本は水止め工をして、本来なら溜柵等をしたほうがいいんでしょうけれども、こちらにつきましては、基本的には土地の傾斜を県道の下のほう、のり留めのほうに、今、写っているところのグレーチング辺りになると思います。そこら辺に来るように入れるような形で作っていくという形になろうかと思います。実際、全面的に道側のほうに全体的に水が行くのではなくて、そこら辺にたまつてくような形で、グレーチングのところら辺から側溝のほうに入していくという形になるということでございます。

実際、転圧ですので、先ほどもちょっとありましたけれども、とにかく土砂が道に出てきたり

とか、やはり水があふれ出してということもあるので、そういうことはないようにしてくださいということでお話をできました。実際ちょっとこちらにつきましても県のほうに確認、こういう工事のやり方でいいですかということは確認しておいてくださいねということで、行政書士をおしてしております。県のほうからは一応それで構わないということだったそうですので、ちょっと手前側を若干ちょっと固くしてもらったほうがいいのかなと思っておりますけれども、水につきましては、基本は地下浸透が基本になります。ただ、大雨が降ったときの対策という形で考えているということでした。

以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

○○番○○委員 県がいいと言えばよろしいんですかね。私は、これだけの面積がある中で、表土を転圧するだけで、それは側溝のほうに恐らく流れるかと思うんですね。溜柵の必要性はないのかと聞きましたけれども、県がそれでいいということですかね。じゃ、そのような形でいいかと思いますけれども、もし、万が一そういう事故が発生した場合は、もう県が責任ですね。農業委員会の許可じゃなくて、県が責任ですね。はい、分かりました。

事務局（○○） 県のほうに一応、確認をしているということですので、実際ちょっとこういう排水につきましては、今、特に水路とかそういうところの管理をしているところに一度協議をしてくださいということになっていますので、そちらのほうで協議をしたということですので、そこの部分はそうかと思います。ただ、あまりにも今後なってくると、また、溜柵等は当然、していかないとなるとかなとは思いますけれども、現在のところでは、もうこれで県のほうも了承というか、協議をして一応取れているということでございます。

以上です。

議長 ほか、ご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について事務局の説明を求めます。

事務局（○○） それでは、7ページをお願いいたします。

本案件につきましては、第15回総会の議案第63号、番号1で審議をいたしましたけれども、そのとき保留となった案件となります。またその後、取下げ書の提出があった案件であり、再検討されて、修正されて再申請となった案件となっております。

読み上げます。

番号5、有家町の○○さんから有家町の○○さんへ、有家町中須川○○番○、地目、畠、面積が256平米です。転用の目的は住宅用地です。申請地を譲り受け、住宅用地として転用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可日、期間は永年です。

備考欄にありますが、○○番、隣接になりますが、宅地があります。313平米のうちの39.37平米を一体利用ということでございます。

本案件の農地区分につきましては、おおむね300m以内に市役所（○○庁舎）がありますので、第3種農地と思われます。

住宅用地295.37平米です。うち転用地が256平米、一体利用地が39.37平米となっております。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積は101.01平米です。最大40センチの盛土をして整地を行い、土留め工事を行って、申請地にはコンクリート舗装をするので、土砂の流出の心配はないと思われます。

なお、前回、ちょっと懸案事項となつておりました西側につきましては、建物と相なる道を西側の境界と建物の間につきましては4mを確保するということで、この案件につきましては、譲受人、隣接農地の所有者、譲渡人の三者間におきまして、誓約書及び承諾書が交わされております。

なお、西側には駐車スペースで2台分を、これ縦列で止めるという形で提示しております。あと雨水につきましては、新設される溜柵と隣接地の既存溜柵を経由し、水路へ放流予定です。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、雨水と同様、水路へ放流予定となっております。なお、放流先の水路の水利組合の了承は得ております。資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、現地調査の結果をお願いするところではございますが、○○番○○委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、○○番○○委員の退場を求めます。

—— ○○番○○委員退席 ——

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員 ○○番○○です。

11月26日午前9時45分頃、○○委員、○○推進委員、事務局2名、計5名で調査してまいりました。場所は、有家町の○○運輸の横を○○の方向に向かって左に曲がって、三、四百mぐらい行ったところにありました。

この前の案件であったビニールハウス、日照に影響がないように4mぐらい離されるそうです。そして、あとは雨水、排水等も前の隣接している側溝などに流され、日照関係も問題ないと見てまいりました。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。○○番○○委員 ○○番○○です。

今、○○委員が話されたとおり、雨水とか、日照とか、9月の案件でしたけれども、建物も4m引かれまして、今、棒がちょっと立っておりますけれども、その高さで日照がそのハウスにどのくらい当たるかということまでされていて、よくされたなと思っております。そして、まあ、建築基準では、そのまま9月の案件のように建てても問題はないんでしょうけれども、いろいろと行き違いがあったようで、私も9月の案件がまた出たものですから、前の日にちょっと見に行って、ちょっと前の日に行ってみたんですけども、何か行き違いがあったような感じで大変だなと思いました。許可相当と思いますけれども、ご審議のほうをよろしくお願ひいたします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

○○番○○委員の入場を求めます。

—— ○○番○○委員入席 ——

議 長 次に、番号6について事務局の説明を求めます。

事務局 (○○) それでは、8ページをお願いいたします。

番号6、西有家町の○○さんから西有家町の○○さんへ、西有家町須川○○番○、地目が畠、面積は435平米です。転用の目的は住宅用地です。申請地を父より借り受けて、居宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては、賃貸借権の設定で、時期は許可あり次第、期間は30年となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われます。

進入口のみ最大1.3mの切土を行い、整地を行います。コンクリート擁壁とモルタル吹きつけなどを行い、のり面保護をします。コンクリート舗装等をしますので、土砂の流出はありません。住宅用地435平米です。一般個人住宅、木造平屋建て、建築面積が143.06平米となっております。雨水につきましては、溜柵などを経由し、道路側溝へ放流予定です。汚水、雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、道路側溝へ放流予定となっております。なお、放流先につきましては県道○○線になりますので、島原振興局管理課と協議済みとなっております。資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願ひいたします。

○○番○○委員 ○○番○○です。

11月26日午前9時10分に庁舎を出発して、同行の○○委員、○○推進委員、事務局2名で調査してまいりました。場所は、○○方面に向かって○○高校の先の交差点の信号を右に曲がって、県道○○線を四、五百mぐらい上ったところに、道路沿いにあります。

現地は道路よりちょっと1mぐらい高くなっています。そして、その周りに○○が設置されておりますが、持ち主の方とはご了承済みとのことでしたので、そこは大丈夫だと思います。

日照にも問題なく、雨水、排水等も道路沿いの側溝に流されるそうなので、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 現地調査員からの報告ですが、同行された○○番○○委員からご意見等ございませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。

先ほど○○委員から言われたように、周りに影響することなく、雨水も水路に流れるということで問題はないと見てまいりました。あと、出入口が県道のすぐ横なので、出るときに注意されるようにとか、できればカーブミラーをつけていただきたいなという要望がありました。

以上で問題ないと見てまいりました。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

○○推進委員。

○○番○○委員 ○○番○○です。

今の写真のもう一つ前、ここですね。それで見ると、1mちょっと高くなっています。出入口については切土されるということですけれども、この図面で見ますと、これは1枚か2枚のどちらも一緒になっておる畠のように見えますけれども、境界がそうなっておるのか、あるいは1枚の全体の部分を分筆予定でその線になっておるのか。残地が残ると思うんですけれども、その辺についての話とかは実際できておるんでしょうか。その経緯をお尋ねいたします。

事務局 (○○) 説明いたします。今、赤のラインと建物の間があります。こちらが分筆をもう既にし

てあります。これはなぜこういうふうに残してあるかといいますと、実はその奥、〇〇が見えていますけれども、ちょっと北へ行くところに農地があります。この進入路を確保するためという形になります。こちらにつきましては、将来、そこを、進入を確保せんばいかんと。反対側から車両が入ってくる道がないということですので、この部分は、一応今後のために残してあるという形ですので、ここにつきましては分筆が既に終わっております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今の説明では、奥の〇〇の進入路として。

事務局 (〇〇) ちょっとここでは分からんとですけれども、今これ横から見たところですね。これが建物になって、こっちが申請地になります。ここの中が通路になっているんですけども、実はここに農地があります。ここに入るための進入路が奥側からはどこにもないんですよ。ですので、ここに進入路を残すために分筆をしてあるということになります。

事務局 (〇〇) ではあるんですけども、一応こちらの方の土地。こちらはまた最終的には子供さんが利用される土地になりますので。ちょっとここ見たところですね。ここが農地になる。だから、この通り道を作らないと、ここからは入れないということになっていますので、ここを分筆して、進入路を作れるようにしているということになります。よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 そうしたら、後日、あとの事業の中で上がってくる可能性はあるとしても、現段階では、もう分筆後にそういう形での申請になっておるという判断でいいわけですよね。

議長 事務局。

事務局 (〇〇) 今現在はこの反対側、今は、実はこの反対側、こっち側がちょうどこの〇〇のすぐ横、ここが進入路になっています。〇〇があって、県道がここにありますけれども、ここから多分、畠越しに行っているという形になっているんですけども、そこが今度、入り口じゃなくなくなつて、そっち側が入り口になりますという形になりますので、別の進入口を作つてやらないかんという形になります。

以上です。

議長 ほか、ご意見ございませんでしょうか。

〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇が周りに北側と左側とありますけれども、了承は得ているということでしたけれども、その後、さっき〇〇の件もありますけれども、書面で何かされているんですか。口頭でされているんですか。

事務局 (〇〇) こちらにつきましては、相手の方が親戚の方みたいです。その方と話をして、ちょっと書面までは交わしていないけれどもということですけれども、きちんと話を、ちょっと実際、有家の案件があったので、そこはちょっと密に話をしてから確実にしてくださいということではあったんですけども、一応口頭で了承を得たということでございました。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございました。

議長 ほか、ご意見ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

議案第71号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(○○) すみません。説明に入ります前に、議案の訂正をさせていただきたいと思います、1か所だけですね。

12ページをお開きください。

番号27の出し手の住所について、「東京都○○」の後に「1」が抜けております。正しくは「東京都○○」でございます。訂正をよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第71号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明をさせていただきます。

9ページから13ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規が賃貸借権1件、6,464平米、使用貸借権26件、4万9,811平米、再設定は賃貸借権9件、2万6,900平米、使用貸借権6件、1万3,717平米で、合計42件、9万6,892平米となっております。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることの状況のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしております。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、11ページ、番号23、12ページ、番号35、13ページ、番号38は、出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

次に、番号23、番号35、番号38について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、○○番○○委員の退場を求めます。また、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、○○番○○推進委員の退場を求めます。

―― ○○番○○委員退席 ――

―― ○○番○○推進委員退席 ――

議長 番号23、番号35、番号38について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借を要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

○○番○○委員、○○番○○推進委員の入場を求めます。

—— ○○番○○委員入席 ——
—— ○○番○○推進委員入席 ——

議案第72号 県営農村地域防災減殺事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）堤の平地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（○○） それでは、14ページから22ページになります。

まず、ちょっと訂正というか、追記になります。14ページですけれども、先ほどありましたけれども、ちょっと表題、こちらが間違っております。表題につきましては「県営農村地域防災減殺事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）堤の平地区の施工申請に伴う土地改良法第3条資格者の証明について」というところになります。ちょっと文言が少ないので堤の平地区の書いてあるところの場所が間違つておりましたので、そちらのほうは資料の1ページの表題が正しいということで訂正をお願いしたいと思います。

それでは、こちらにつきまして説明いたします。

まず、北有馬町にある堤の平ため池の事業となります。場所は20ページ、21ページの地図で確認をしていただければと思いますので、北有馬町の甲にあります平山の辺りにあるため池になります。ため池の老朽化による堤体からの漏水等があり、万が一決壊した場合には下流域に被害を及ぼすため、県営事業によりため池の工事を行うため、事業費や事業量などの計画について、縦覧や公告を経て農業委員会へ申出を行い、3条資格者を確定し、同意書を聴取しなければならないことから、本議案は事業担当部署より参加しようとする方の名簿が作成され、市長から農業委員会に対し対象者について有資格者願が提出されており、その資料に基づき作成しております。

こちらで見ていただきますのは、14ページ、15ページの名簿の中から、万が一死亡されている方がおられないかどうかを特に確認していただきたいと思います。

なお、番号1、番号24、番号27、番号38、番号44につきましては、既に死亡を確認しておりますので、削除することになると思われます。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等伺うところではございますが、○○番○○推進委員が関係する案件でありますので、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、○○番○○推進委員の退場を求めます。

—— ○○番○○推進委員退席 ——

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 北有馬、南有馬、口之津、加津佐の委員さんがおられると思いますがよろしいでしょうか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、支障ない旨、回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、支障ない旨、回答いたします。

○○番○○推進委員の入場を求める。

—— ○○番○○推進委員入席 ——

23ページは、農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

24ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

25ページ、**農地改良等届**が出ております。

事務局に説明を求めます。

事務局 (○○) 私のほうから農地改良等届出について説明いたします。

25ページをお願いいたします。

番号1、北有馬町の○○さん、北有馬町○○番○、地目、田、面積は190平米であります。

届出の事由につきましては、取水が難しく、水稻作付では利用が難しい。よって、農地全体を盛土して整地を行い、田から畑へ転換して利用したいということでございます。

基礎部分につきましては1.3m盛土を行い、南側は境界から1m引いて、安定勾配の土羽仕上げにより高さを確保いたします。あと、北側につきましては、○○道路の高さに合わせて盛土を整地して土砂の流出を防ぎます。なお、工事完了後につきましては、サツマイモを作付する予定となっております。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して現地調査の結果をお願いするところではございますが、○○番○○委員が関係する案件でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がございますので、○○番○○委員の退場を求めます。

—— ○○番○○委員退席 ——

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願いいたします。

○○番○○委員 ○○番○○です。

26日1時半より現地を、○○委員、○○推進委員、事務局2名で確認してまいりました。場所が、ショッピングセンター○○があるんですけれども、それから200mぐらい行って、○○橋というのがあるので、そこを右折しまして線路のほうと交差します。そのもう一番角に当たるんですけれども、昔は田んぼをつくってあったそうですけれども、暗渠も埋まってしまって、もう田んぼをつくることができないということで、この際、埋めて畑にしようということで、それからの一番水路の末端が畑の横にあります。ここは国有地ということで何の問題もなく、それで今度、今、○○道路ができているんですけれども、その法面のところも一緒に差が生まれないように嵩上げしてもらうということになりました。何の問題もないかなと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。○○番○○委員 ○○番○○です。

○○委員のご説明のとおり、何ら問題ないと見てきました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ほかの委員さん方からご意見等ございませんか。

○○推進委員。

○○番○○委員 ○○番○○です。

今の説明では、1.3mぐらい盛土するということでしたよね。去年ちょっと法律の改正がありまして、0.5m以上の盛土については、県に事前に確認するように、事前協議するようになっておりますけれども、1.3mの盛土ということですけれども、その分についての盛土規制法上の協議は済んでおるという理解でいいでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 (○○) すみません、こちらの盛土法につきましてのその届出につきましては、すみません、こちらも確認をしておりませんでしたので、ちょっとそこは確認をさせてもらいたいと思います。

今、ちょっと話はあれですけれども、今、南側にちょっと池というか、何かそういうふうになっています。先ほど説明で国有地というふうになっていましたけれども、ここが潮だまりになっています。そこから、東側のほうに申請地の横を通る○○川というのがあるんですけれども、そちらのほうに水路があって、そちらに流れますという形になります。一応こちらのほうにつきましては、その関係もあるのでちょっとなかなか水の取水が難しいということでございます。

あと、先ほども言いましたけれども、盛土法につきましては、ちょっとすみません、確認のほうはまだしておりませんでしたので、そこはちょっと確認をしたいと思います。

議 長 ほかの委員さんからの意見、ご質問等ございませんか。

○○推進委員。

○○番○○委員 ○○番○○です。

確認をするということは、今回はできないという判断でしょうか。恐らく皆さんの承諾だけ取れれば、電話等でも多分、簡単な盛土については、電話で対応できると思うんですけれども、ただ1. 3mということであれば、一応、盛土規制法を超えておりませんので、これは県の本庁のほうで事前協議が必要じゃないかと思いますので、提案させていただきます。

議 長 事務局。

事務局 (○○) こちらにつきましては、一応、隣が○○道路、旧の○○用地になるんですけれども、こちらの高さにも合わせるということでございますので、こちらについてはちょっと建設部のほうにも確認して、実際そこら辺の協議されているかどうかということを確認したいと思います。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

ほか、委員さんからご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、異議なしということで届を受理してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしということで、届出を受理することといたします。

○○推進委員。

○○番○○委員 今の事務局のお話では県のほうに確認しますということでしたので、その辺の取扱いをどうするのかについては皆さんで協議していただきたいと思いますけれども、明らかに盛土規制法に違反する申請書になっておるんじゃないかなと私は思いますので、忠告しておきます。

議 長 事務局。

事務局 (○○) 今、○○委員が違反しているというお言葉を言われましたけれども、あくまでも規制法ですので、届出をして認められればこれは着工できるということです。ですので、農業委員会としては、改良届自体は受理をして許可をすることでご理解をしていただきたい。その後、盛土規制法の指導等があれば、もう一回施工とかそういうことが多分変更になるかと思いますので、そのときはまた変更届を出していただくというような整理をしたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 よろしいでしょうか。

ほか、ご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見ありませんので、異議なしということで届出を受理することといたします。
○○番○○委員の入場を求めます。

—— ○○番○○委員入席 ——

26ページ、**非農地証明書交付願**が出ております。

1番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 (○○) それでは、26ページになります。非農地証明書交付願について説明いたします。

番号1、西有家町の○○さん、南有馬町○○番、地目、畠、現況、山林です。面積は406平米です。転用の目的は山林となっております。

平成14年月日不詳から耕作しなくなり、山林化しているということでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 この案件の現地調査の結果を○○番○○委員からお願ひいたします。

○○番○○委員 ○○番、○○です。

令和7年11月26日午後2時ぐらいから、○○委員、○○委員、事務局2名で行つてきました。場所は○○小学校の近くの南有馬○○の詰所の横を30mぐらい行ったところにあります。平成14年ぐらいから荒廃し、竹や雑林が栄えていて山林化しています。ここを畠に戻すのは大変だと見て思いました。今の状態で、周りに日照とか、雨水とか影響を与えることはないと見てきました。皆さんの審議のほうをよろしくお願ひします。

議長 現地調査員の報告ですが、同行された○○番○○推進委員からご意見等ございませんか。

○○番○○委員 ○○番○○です。

ただいまの○○委員さんがおっしゃったとおり、大きな木も生えていて、畠にするのは非常に難しいんではないかと思いましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 委員の皆さんからご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。